

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
6-15	市政運営/外部監査

■項目の趣旨

○適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、外部監査を実施できることを規定するもの。

■市民会議の考え方

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

- 市民、議会及び市長は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査の実施を求めることができる。
- 前項に規定する外部機関による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

■今後の検討課題・論点等

- ①外部監査制度を自治基本条例に位置づけることが必要か。
- ・外部監査制度は、平成9年の地方自治法の改正により、監査委員による監査を補完するものとして、監査制度の独立性と専門性を強化する観点から導入された制度である。（外部監査制度の種類と内容については資料5を参照）
 - ・当市では既に「上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成15年7月1日施行）の規定に基づく外部監査の制度を設けている。（同条例については資料5を参照）
 - ・現在のところ、他の自治体において外部監査を自治基本条例に盛り込んでいる事例は少数であるが、同制度は、市民による行政のチェック機能の拡充につながることから、市政運営の基本的な仕組みの一つとして、明確に位置づける必要性はあると考えられないか。（他市の事例については次頁の参考を参照）
- ②具体的な手続その他必要な事項については、別に条例で定めるものとしてよいか。
- ・市民による行政のチェック機能につながる「個別外部監査」については制度化が実現している。

※参考 他市の自治基本条例における外部監査に関する規定

事例1：岸和田市

（外部機関その他第三者による監査）

- 第29条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができる。
- 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。
- 3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。
- 4 前3項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

【上記の解説】… 岸和田市 自治基本条例逐条解説より転載

市は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、内部の監査とは別に、必要に応じて第三者の目による監査、外部機関その他第三者による監査を実施することができるというふうな制度として設けておくというものです。

住民は、市に対して外部機関その他第三者による監査の実施を請求することができます。市はその請求があったときは、外部機関その他第三者による監査を実施することができ、結果については公表します。

もちろん、実施しないときは、実施しない理由を公表する、という旨の規定です。やむを得ない理由の公表は義務付けし、歯止めを掛けます。

外部機関その他第三者による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

ここでいう外部機関による監査というのは、基本的に地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を想定しています。

内部監査はあるものの、外部の機関、第三者の目による監査をすることで、より適切なチェックが可能ではないかということであり、ただし、地方自治法上の包括外部監査は、膨大な経費がかかり、費用対効果の面で疑問がありますので、包括外部監査のように常設するのではなく、必要に応じて実施するという個別外部監査なら可能である、という考えです。

そもそも外部監査自体は地方自治法に基づく制度です。地方自治法では監査の目的が明確にされています。それは、地方自治法第2条第14項では「住民の福祉の増進に努める」ことと「最少の経費で最大の効果をあげる」ことであり、同第15項では「組織及び運営の合理化」です。これらを達成するために外部監査を実施することとされています。

岸和田市が外部監査を行おうとすると、契約に基づく監査を受けることを条例で定めなければなりません。岸和田市としては、これを条例化して制度として整備しておいて、必要に応じて行うというものです。

事例2：伊賀市

（外部監査）

- 第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。